

安城市単品スライド条項の運用

1 運用について

- (1) 安城市工事請負契約約款第25条第5項の運用については、本運用に定めるもののほかは、愛知県が定めた運用「愛知県公共工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)の増額または減額となる場合の運用について」(以下「県運用」という。)を準用する。
- (2) 様式は本運用で定めるものを使用する。

2 対象材料

受注者から請求があった材料の中から発注者及び受注者の協議の上決定するものであり、請求のない材料は対象としない。

3 変動前の実勢単価

「変動前の実勢単価」は、「当初設計に用いた単価」とする。

4 変動後の実勢単価

以下の取り扱いを基本とする。ただし、受注者が実際の購入金額により変動後の実勢単価を決定することを希望する場合は、県運用の定めに従って決定する。

(1) 鋼材類

- ア 対象材料が「現場(又は工場)に搬入された月の物価資料の単価」とする。
- イ 物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができるものとする。
- ウ リース契約の場合は、「リースを始めた月の物価資料の単価」とする。
- エ 複数月に搬入された場合は、月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した単価とする。

(2) 燃料油

- ア 証明書類が提出された場合は、「購入した月の翌月の物価資料の単価」とする。
- イ 証明書類が提出されない場合は、契約の翌月から工期末の前々月までに購入したものとし、その「実勢単価」の平均とする。

(3) その他の工事材料

鋼材類の取扱いに準じる。

5 その他

本運用及び県運用に定めのない事項については、必要に応じて監督員と受注者が協議して定める。

附 則

- 1 この運用は、平成20年7月7日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの運用の施行日以降で平成20年9月30日以前である工事に係る規定の適用については、「当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ平成20年7月30日まで」とする。

附 則

- 1 この運用は、平成20年11月12日から適用する。

- 2 工期の末日が平成20年11月12日以後で平成21年2月11日以前の工事については、鋼材類と燃料油を除くその他の主要材料に限り、工期満了前、かつ平成20年12月11日まで請求できるものとする。
- 3 平成20年12月15日以後契約するもので上記運用13(1)又は本附則2で定めのある時期に請求が困難なときは、契約締結後、14日以内に請求できるものとする。

附 則

- 1 この運用は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 この運用の適用の際現に手続き中のものについては、なお従前の例による。